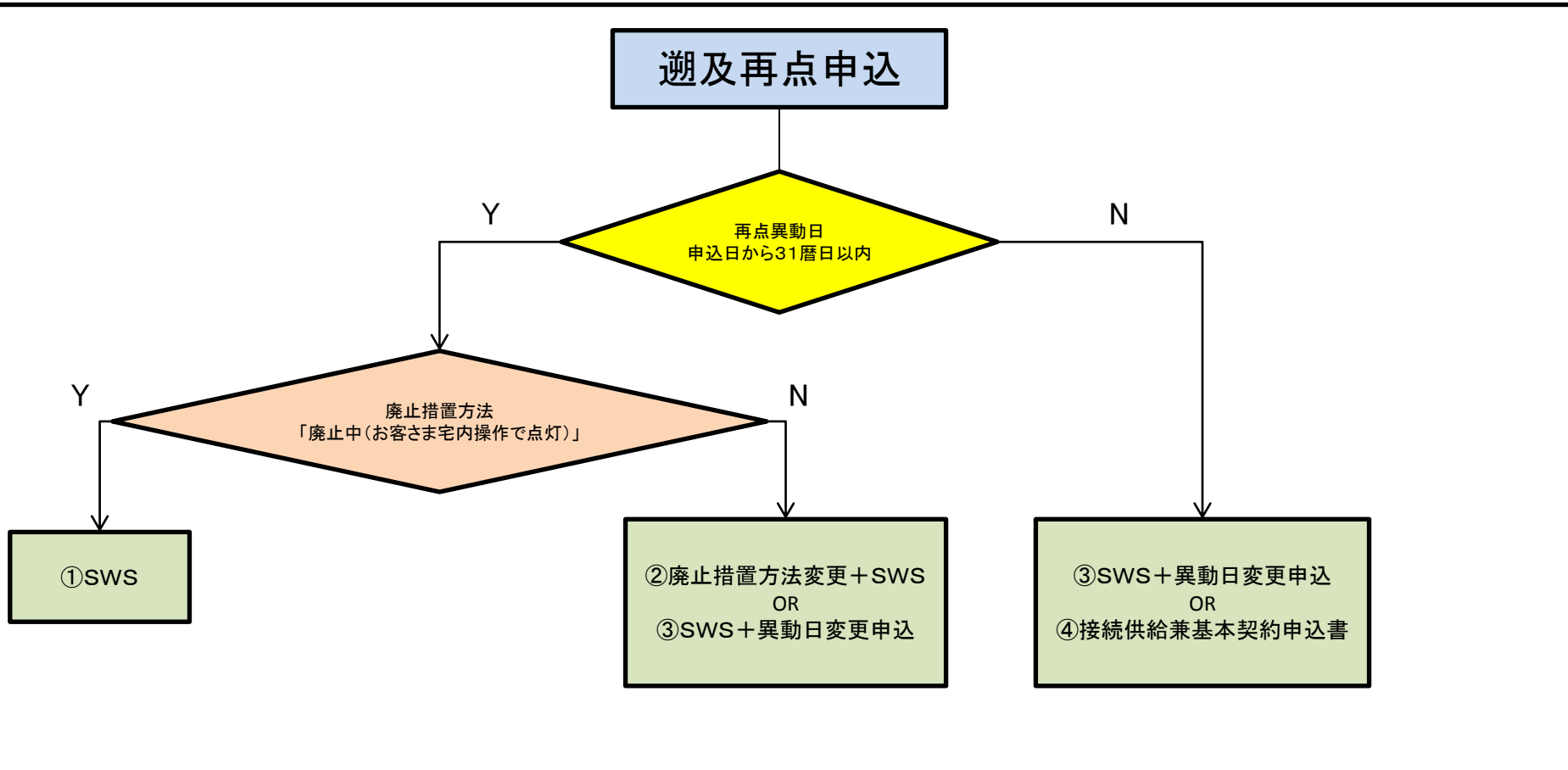


遡及再点をお申込される小売電気事業者様へ

北海道電力管内において、遡及再点をお申込頂く場合、当該地点の廃止措置方法や遡及期間によりお申込方法が異なります。

お申込方法については、以下のフローをご参照ください。



遡及再点申込確認フロー

遡及再点をお申込される小売電気事業者様へ

①SW支援システムでの申込み

再点異動日が申込日から31暦日以内で廃止措置方法「廃止中(お客さま宅内操作で点灯)」の場合、SW支援システム取扱マニュアルの通り、SW支援システムから遡及再点のお申込をお願いいたします。

②廃止措置方法変更申込＋SW支援システムでの申込み

再点異動日が申込日から31暦日以内で廃止措置方法「廃止中(お客さま宅内操作で点灯)」以外※¹の場合、遡及再点廃止措置方法確認(変更)依頼書にて、弊社託送サービスセンターへ連絡願います。連絡受領後、弊社で対象地点の廃止措置を確認のうえ、状況に応じて「廃止中(お客さま宅内操作で点灯)」に変更いたします。弊社処理日翌日には①と同様にお申込が可能です※²。

③SW支援システムでの申込み＋異動日変更申込

廃止措置方法「廃止中(お客さま宅内操作で点灯)」以外※¹の地点においては、そのままでは遡及再点の申込ができません。仮の再点異動日(例:申込日+31暦日)でSWSより再点申込頂き、異動日変更申込(メール等)により、本来の異動日を弊社託送サービスセンターに連絡願います※³。連絡受領後、弊社で異動日変更処理を行ないます。

④接続供給兼基本契約申込書による申込み

再点異動日が申込日から31暦日超過の場合で異動日変更申込を志向されない場合、接続供給兼基本契約申込書にて弊社託送サービスセンターにお申込願います。弊社にて直接受付を行ないます。この場合、SW支援システムの申込一覧には反映されません。

※遡及再点をお申込される場合は廃止措置方法によらず、需要様が既に当該地点で電気をご使用していることを確認願います。

※¹: 廃止措置方法が「廃止中(送配電事業者が外向し点灯)」「廃止中(遠隔操作で点灯)」「廃止中(その他)」の場合。

※²: 変更処理日翌日に31暦日を超過することが明らかな場合は③の方法によりお申込願います。

※³: SWSで申込後、速やかに異動日変更申込をお願いいたします。連絡が遅れた場合、SWSの申込日で完了処理を行なう場合がございます。